

全医協連

医療機関 福利厚生傷害補償制度

〈傷害総合保険〉

保険期間:2023年4月1日 午後4時から1年間
(中途加入も可能です)

通勤中や仕事中に
先生や大切な従業員が
けがをしてしまったら...

大地震や大津波で
先生や大切な従業員が
けがをしてしまったら...

そんな
不安を抱えている
先生方に!

万が一針刺し事故等により
HBV、HCV、HIVに
感染したら...

(針刺し事故等による感染症危険補償特約セット)

万が一、
医療機関(クリニック)に
お勤めの皆さんが
特定感染症に感染したら...

医師および
看護師の2人に1人が
毎年針刺し・切創事故を
経験しています!!

出典:
2002年厚生労働科学研究費補助金総括研究報告
「医療従事者における針刺し・切創の実態と
その対策に関する調査」

団体割引
30%適用

【保険契約者】 全国医師協同組合連合会

この保険は、全国医師協同組合連合会を契約者とする針刺し事故等による感染症危険補償特約、
および特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等をセットした団体傷害総合保険です。



医療機関 福利厚生 傷害補償制度の特長



特長 1 保険料は全額、損金処理できます!

損金処理

- 医療法人の場合「福利厚生費」として
- 個人医院の場合「必要経費」として*
- ※個人医院の場合、事業主自身の補償に対する保険料は経費として処理できません。
- 実際の税務処理については税理士にご相談ください。

特長 2 地震・津波などによるケガも補償!

ワイドな補償 天災危険補償

- 地震・津波による事故は、通常傷害保険でのお支払い対象となりません。
- 政府労災保険の支払認定を待たずにスピーディーな保険金のお支払いが可能です。

特長 3 必要な補償を簡単設計!

保険料は 団体割引 30%適用

- 一般でご加入いただくよりも、割安な保険料となっております。
- 団体割引が30%適用され、加入しやすくなっております。
- 口数により保険金額をご自分で設計でき、保険料の無駄がありません。

特長 4 ご加入手続きは簡単!

EASY

- 先生・従業員の、お名前や生年月日等と希望の補償・口数をお知らせいただくだけでご加入いただけます。
- 健康状態の診査や告知はなく、どなたでもご加入いただけます。

基本補償

業務中、業務外を問わない**24時間補償**と、
医療機関(クリニック)に勤務中のみの**就業中のみ補償**の2つがあります。

万が一の場合(死亡保険金・後遺障害保険金)

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。死亡の場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

手術保険金

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入金保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

入院保険金

事故によるケガがもとで入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

通院保険金

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)
ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

補償内容 ①

特定感染症による感染症補償制度があります!

特定感染症補償制度*の特長:この保険の被保険者が特定感染症(**1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および「指定感染症追加補償特約(特定感染症用)」セット
- なお、初年度契約の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(**1)に対しては保険金をお支払いできません。

(*) 特定感染症補償制度とは傷害総合保険に特定感染症危険補償特約をセットした契約のペットネームです。

(**1) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(**2)をいいます。2022年12月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(**2) 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
その他	新型コロナウイルス感染症(**)

(※) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

特定感染症補償制度*でお支払いする保険金

以下の3種類の補償です。なお、死亡保険金、手術保険金はありません。

後遺障害保険金

入院保険金

通院保険金

ご注意ください

基本補償にご加入いただかないと特定感染症補償制度*は加入できません。
医師、医療従事者、事務職員いずれも「24時間補償」のみ選択できます。



補償内容
②

針刺し事故等による感染症の補償制度があります!

針刺し事故等補償制度*の特長

この保険の被保険者となる方が、医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故を直接の原因として以下の症状となった場合、保険金をお支払いします。



*事故が発生してからその日を含めて3日以内(注)に直後検査を行っていただきます。

(注)3日以内とは、3日目の午後12時までをいいます。

(*) 針刺し事故等補償制度とは針刺し事故等による感染症危険補償特約をセットした契約のペットネームです。

HBV	* 感染後、B型肝炎を発病し治療を受けた場合	30万円 をお支払いします。
HCV	* 感染した場合 HCV・HIVは発病を待たずに保険金をお支払いします。	300万円 をお支払いします。
HIV		1,000万円 をお支払いします。

発病を待たずにお支払いできるため、治療費や生活費などにご利用いただけます!

保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、損保ジャパンまたは代理店にお問い合わせください。

お支払いまでの流れ お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。



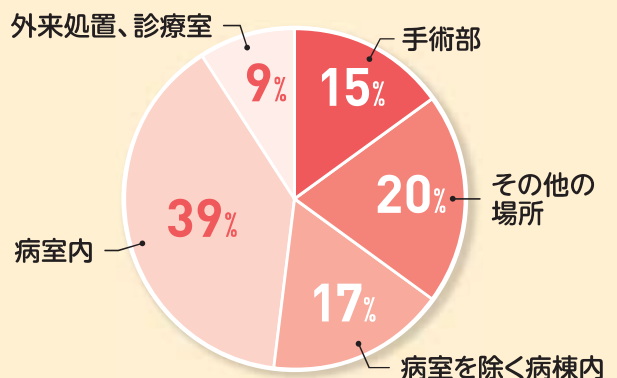
針刺し事故の現状

針刺し・切創事故は、国内で年間**45~60万件**発生しています!

針刺しに遭遇した職種は看護師をはじめ、医師・歯科医師、看護助手、検査技師など医療に従事する者の報告が5年間で、19,920件あります。針刺し報告は17%(2000年)と推測され、多くの針刺しが未報告になっていると思われる。

出典: 2002年厚生労働科学研究費補助金総括研究報告「医療従事者における針刺し・切創の実態とその対策に関する調査」

発生場所は…



ご加入タイプ (保険期間1年、職種級別A級、団体割引30%、天災危険補償特約セット)

基本補償のみ、または基本補償にオプション①②を自由に追加いただくことが可能です。

基本補償		(1口あたりの保険金額・保険料例)	[24時間補償]「就業中のみ」どちらかをご選択ください。おひとり20口までご加入いただけます。	
死亡・後遺障害保険金額	100万円	24時間補償	就業中のみ 就業中のみ危険補償特約セット* ※通勤途上を含みます。	
入院保険金(日額)	1,000円			
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金(日額)の10倍 外来の手術: 入院保険金(日額)の5倍	基本補償保険料	基本補償保険料	
通院保険金(日額)	600円	月払 300円	月払 110円	
オプション①	特定感染症補償制度* (特定感染症危険補償特約)	基本補償では対象外の特定感染症についても、後遺障害・入院・通院保険金をお支払いします。	月払 20円	就業中のみ補償には、「特定感染症補償制度」*はセットできません。
			必ず基本補償と同じ口数を選択いただけます。	
オプション②	針刺し事故等補償制度* (針刺し事故等による感染症危険補償特約)	□数選択なし 1口のみ加入可	針刺し事故等補償制度* (針刺し事故等による感染症危険補償特約) 保険料 月払 400円	
		HBV: 30万円		
		HCV: 300万円		
	HIV: 1,000万円			

保険料表(主な□数)

* 保険料表にない口数については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

24時間補償	基本補償〈24時間補償〉					
	□数	死亡・後遺障害	入院日額	手術保険金		通院日額
				入院中の手術	外来の手術	
1	100万円	1,000円	10,000円	5,000円	600円	
2	200万円	2,000円	20,000円	10,000円	1,200円	
5	500万円	5,000円	50,000円	25,000円	3,000円	
10	1,000万円	10,000円	100,000円	50,000円	6,000円	
20	2,000万円	20,000円	200,000円	100,000円	12,000円	

就業中のみ補償	基本補償〈就業中のみ補償〉					
	□数	死亡・後遺障害	入院日額	手術保険金		通院日額
				入院中の手術	外来の手術	
1	100万円	1,000円	10,000円	5,000円	600円	
2	200万円	2,000円	20,000円	10,000円	1,200円	
5	500万円	5,000円	50,000円	25,000円	3,000円	
10	1,000万円	10,000円	100,000円	50,000円	6,000円	
20	2,000万円	20,000円	200,000円	100,000円	12,000円	

保険料計算例

医療法人Aクリニック様の場合…医師1名、看護師2名、会計事務職員2名(合計5名)

■ 保険料

	人数	ご加入 口数	基本補償 24時間補償	①特定感染症 補償制度* (特定感染症 危険補償特約)	②針刺し事故等 補償制度* (針刺し事故等による 感染症危険補償特約)	月払保険料
医師	1名	10口	○	○	○	3,600円
看護師	2名	5口	○	○	○	4,000円
事務員	2名	5口	○	○	×	3,200円
計	5名		—	—	—	10,800円

■ 保険金額(1名あたり)

	基本補償 24時間補償 + ①特定感染症補償制度* (特定感染症危険補償特約)				
	死亡・後遺障害	入院日額	入院中の手術	外来の手術	通院日額
医師	1,000万円	10,000円	100,000円	50,000円	6,000円
看護師	500万円	5,000円	50,000円	25,000円	3,000円
事務員	500万円	5,000円	50,000円	25,000円	3,000円

特定感染症補償制度* (特定感染症危険補償特約) の場合、特定感染症による死亡、手術はお支払いの対象とはなりません。

	②針刺し事故等補償制度* (針刺し事故等による感染症危険補償特約)
医師	1,000万円
看護師	1,000万円
事務員	×



月払保険料 12回払 (基本補償のみ)
300円
600円
1,500円
3,000円
6,000円

+

① 特定感染症補償制度* (特定感染症危険補償特約)
月払保険料 12回払
20円
40円
100円
200円
400円

+

② 針刺し事故等補償制度* (針刺し事故等による感染症危険補償特約) (1口加入のみ)	
針刺し事故等 補償	月払保険料 12回払
1,000万円	400円
1,000万円	
1,000万円	
1,000万円	
1,000万円	

月払保険料 12回払 (基本補償のみ)
110円
220円
550円
1,100円
2,200円

① 特定感染症補償制度*
(特定感染症危険補償特約) は
「就業中のみ補償」では
選択いただけません。

+

② 針刺し事故等補償制度* (針刺し事故等による感染症危険補償特約) (1口加入のみ)	
針刺し事故等 補償	月払保険料 12回払
1,000万円	400円
1,000万円	
1,000万円	
1,000万円	
1,000万円	

特定感染症危険補償特約は、基本補償では対象外の特定感染症を特約で補償するものであり、後遺障害・入院・通院保険金額が上乗せして支払われるものではありません。
 (*) 特定感染症補償制度とは、傷害総合保険に特定感染症危険補償特約をセットした契約のペットネームです。
 (*) 針刺し事故等補償制度とは、傷害総合保険に針刺し事故等による感染症危険補償特約をセットした契約のペットネームです。

お手続きの前に、契約に関する事項等を必ずご確認ください

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要の説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：全国医師協同組合連合会
- 保険期間：2023年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年3月17日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：全国医師協同組合連合会に所属する医師協同組合の組合員
 - 被保険者：全国医師協同組合連合会に所属する医師協同組合の組合員の先生・従業員の方を被保険者としてご加入いただけます。
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - お支払方法：2023年6月から、ご登録の口座より引き落としとなります。（12回払）
 - お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の医師協同組合までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の訂正方法等は、ご加入窓口の医師協同組合までお問い合わせください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）から2024年4月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月からご登録口座より引き落とします。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引：団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。（特定感染症補償制度の場合）

〈就業中のみの場合〉就業中のみの危険補償特約がセットされておりますので、被保険者（保険の対象となる方）がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 国内 外 補償 死 亡 保 険 金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 (前頁よりつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合											
傷害(国内外補償)	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	<p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競争、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>											
	<p>入院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度とし、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>												
	<p>手術保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、(入院中に受けた手術の場合)の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>(入院中に受けた手術の場合) 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)</p> <p>(外来で受けた手術の場合) 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>												
	<p>通院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>												
	<p>特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金]補償特約および「指定感染症追加補償特約(特定感染症用)」セット</p> <p>特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。</p> <p>ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症^(※2)をいいます。2022年12月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。))等が該当します。</p> <p>(※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。))であるものにかぎります。</p>												
<p>針刺し事故</p> <p>医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。))に生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内^(※1)に次の①から③までのいずれかに該当したことを医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金額に次の支払割合を乗じた額をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ウイルスの種類</th> <th>支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>HBV (B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>HCV (C型肝炎ウイルス)に感染した場合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>HIV (ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査^(※2)および後の事故に係る直後検査^(※2)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内</p> <p>(※2)「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。))に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。</p> <p>(注1)お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。</p> <p>(注2)複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。</p>		ウイルスの種類	支払割合	①	HBV (B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合	3%	②	HCV (C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%	③	HIV (ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③直後検査を受けなかった場合</p> <p>④直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病 など</p>
	ウイルスの種類	支払割合											
①	HBV (B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合	3%											
②	HCV (C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%											
③	HIV (ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%											

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項 (告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務 (告知義務) があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項 (通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合 (新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。) は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務 (通知義務) があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求 (被保険者離脱制度) について〉

被保険者は、この保険契約 (その被保険者に係る部分) にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(次頁につづく)

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

*中途加入の場合は、毎月 25 日までの受付分は受付日の翌月 1 日 (25 日過ぎの受付分は翌々月 1 日) に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、針刺し事故の状況報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注 1) 事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注 2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でのお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(次頁につづく)

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで (ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額) が補償されます。
 - (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割 (注) までが補償されます。
- (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者 (団体) は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等 (外国にある事業者を含みます。) に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報 (要配慮個人情報を含みます。) の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細 (国外在住者の個人情報を含みます。) については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人 (加入者) および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容 (保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください (告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」 (または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者 (高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者 (バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。) の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項 (契約概要・注意喚起情報の記載事項) をご確認ください。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

〈取扱代理店〉

富山県医師協同組合

〒939-8222
富山県富山市蛸川336番地 富山県医師会館2F
TEL：076-429-7185 FAX：076-429-3704
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

〈引受保険会社〉

 **損害保険ジャパン株式会社**
SOMPO

富山支店法人支社

〒930-0029
富山県富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル3F
TEL：076-444-5005 FAX：076-444-5010
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）